

令和4年度 豊後大野市民病院消防設備更新工事

現場説明書

豊後大野市建設課

## 現場説明事項

1. 工事場所 豊後大野市緒方町馬場
2. 工 期 令和 5 年 7 月 14 日(木)
3. 工事概要 非常放送設備の更新  
自動火災報知設備の更新(主装置及び副受信機)
  
4. 設計図書等
  - (1) ~~配 布 資 料~~
    - ※ 資料の受取については、各自下記場所にて受取ること。ただし、受取者印を要する。
    - 設計図面 部
  - (2) 閲 覧 資 料
    - ※ 大分県共同利用型電子入札システムにより閲覧とする。
    - (<https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/hp/>)
    - 現場説明書
    - 設計図面
    - 見積参考資料
  - (3) 注 意 事 項
    - ※ 入札後の設計図面等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。
  
5. 執行通知書及び設計図書に対する質問
  - (1) 設計図書に対する質問は、質問・回答書(別紙様式A4版)による。
    - ※ 郵送又は電送によるものは受け付けない
  - (2) 質問書について
    - ※ 質問がある場合のみ提出
    - ① 提出期限 : 令和 4 年 11 月 14 日(月) 午後4時まで
    - ② 提出先 : 豊後大野市民病院 あて
  
  - (3) 質問に対する回答は下記により閲覧できる。
    - ① 期間 : 令和 4 年 11 月 2 日(水)～令和 4 年 11 月 21 日(月)  
(土曜日、日曜日を除く)の午前9時～午後4時まで
    - ① 閲覧場所 : 豊後大野市民病院  
(質問があった場合のみ)
  - ※ 「質問・回答」の有無については、TEL にて問い合わせ可

## 6. 提出図面等

受注者は、下記の製本等を提出(製本代金を負担)する。

### (1) 設計図面の製本(着工時、工事監理用)

- |               |    |
|---------------|----|
| ① 原版製本        | 1部 |
| ② 縮小版製本 (A4版) | 2部 |

### (2) 完成図書等(工事完成後、保存用)

① 完成図(上記(1)の設計図を修正し、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。)

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (i) 原版製本                | 1部 |
| (ii) 縮小版製本 (A4版)        | 3部 |
| (iii) CD-ROM 又は DVD-ROM | 1部 |

下記画像ファイルを収録する。

- ・PDF データ(A3 サイズ,解像度 400dpi)
- ・CAD ファイル(jwcad で開ける形式とする)

### ② 保全に関する資料

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (i) 機器等の取扱い説明書(主要な機器連絡一覧表を含む) | 1部 |
|-------------------------------|----|

注)完成図書類は、文書保管箱等に収納して提出のこと。

## 7. 標準仕様書等の常備

現場には、下記の国土交通大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等の最新版を常備する。

- ① 公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編)
- ② 公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ③ 公共建築(改修)工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ④ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ⑤ 建築(改修)工事監理指針(上下巻)
- ⑥ 電気設備工事監理指針
- ⑦ 機械設備工事監理指針
- ⑧ 建築工事標準詳細図
- ⑨ 鉄骨設計標準図
- ⑩ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ⑪ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ⑫ JISハンドブック
- ⑬ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー建築工事編及び解体工事編
- ⑭ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー電気設備工事編ー
- ⑮ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー機械設備工事編ー

⑩ 建築基準法令集・消防法・その他関係法令集

8. 主任(監理)技術者の要件及び専任を要する期間等

(1) 本工事の落札者は、建設業法第26条に定める主任(監理)技術者として、直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。なお、配置期間は工期の始期日から目的物引渡の日までとする。

また、落札価格(税込み)が、建築一式工事については7,000万円、その他の工事については3,500万円以上の場合においては、入札の申込みがあった日(指名競争入札に付す場合であつて入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)(以下、「入札の申込みがあった日等」という。)以前3箇月以上前に雇用された者を本工事に専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者の専任期間については、契約工期を原則とし、次のとおり取り扱う。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との協議において定める。

② 配置技術者は、原則として完成期限まで工事現場への専任を要するものとするが、完成期限までに検査が終了した場合(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)については、その後の事務手続、後片付け等の期間における工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日(検査結果通知書における検査年月日)とする。

③ 専任で配置する主任技術者は、本工事と近接工事(諸経費調整を行う工事に限る)が密接な関係にある場合に限り、兼任を認める場合がある。

(2) 本工事の落札者は、主任技術者等選任通知事務処理要領に基づき、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書」を落札決定から7日以内に発注者に提出すること。また、提出にあたり、当該配置技術者と直接的な雇用関係を有すること(専任の配置技術者にあつては、入札の申込みがあった日等以前3箇月以上前に雇用された者であることを証する客観的資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付しなければならない)。

(3) 本工事の落札者が、上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できない場合は、契約を締結しないこととなるため、契約辞退届を発注者へ提出すること。

また、落札決定後に上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、「豊後大野市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置となることがある。

## 9. 現場代理人の工事現場への常駐

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。ただし、発注者との連絡体制が確保され、かつ、次に該当する場合等工事現場において作業が行われていない期間において、発注者が認めた場合には工事現場における常駐を要しない。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

## 10. 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

## 11. 施工体系図

(1) 10. の受注者は、建設業法施行規則第14条の6に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

(2) 10. の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(監理技術者又は主任技術者)の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

## 12. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において表1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査

証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

【表1 排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする機種(一般工事)】

機種備考 一般工事用建設機械
ディーゼルエンジン
・バックホウ
(エンジン出力 7.5kW
・トラクタショベル(車輪式)
以上 260kW 以下)を・ブルドーザ
搭載した建設機械に・発動発電機(可搬式)
限る。・空気圧縮機(可搬式)
・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)
油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの

### 13. 材料及び製品の使用承諾

本工事で使用する材料については、監督員の承諾を得ること。

### 14. 地下埋設物

土工事、地業工事、配管工事、解体工事等において既存の電気、ガス、給排水設備等の地下埋設物を損傷させることの無い様、当該工事を着手する前に施設管理者等の立会いのもと事前調査を行い、現況図等を添付の上、監督員に報告するものとする。

掘削範囲内に地下埋設物があることが判明した場合、又は見込まれる場合は当該工事を行う作業員、作業責任者等に認知させなければならない。

## 15. 工事現場の安全対策等

(1) 工事中の労働災害を防止するために、自ら安全管理の徹底を図り、施工計画書において現場に即した具体的な安全対策を策定し、実施を図ること。

(2) 工事用車輛の出入りには交通誘導警備員を配置して、安全に特に留意する。

なお、工事による道路、既存の施設等の破損、汚れはすみやかに補修並びに清掃する。

(3) 増築工事等で既存の施設がある場合には、既存施設の使用に支障のないよう施設管理者と協議し、安全対策を講ずる。

(4) 工事及び工事車輛の騒音等で周辺の住民に迷惑をおよぼさないよう十分に配慮する。

(5) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さんおよび幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

また、平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 30 号平成 27 年3月5日)に従い足場からの墜落・転落防止のために適切な措置を講ずること。

(6) 受注者は「大分県建設機械シートベルト着用運動」実施要領に基づき建設機械シートベルトの着用及び安全の見える化に努めること。

(7) 夏期(5月～10月)に主として屋外における作業(交通誘導含む)がある場合は、作業員の防暑措置(日陰の提供、水分補給、防暑効果のある服装の指導、定時の健康状態の把握等)に努めるものとし、その計画を総合施工計画書に記載すること。

(8) 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

## 16. 防水工事等の保証書

(1) 防水工事及び外壁塗装工事は責任施工とし、受注者と防水工事施工者又は外壁塗装工事施工者の連名の保証書を提出する。

- ・アスファルト防水 …………… 保証期間 10年
- ・合成高分子ルーフィング防水 …… 保証期間 10年
- ・塗膜防水 …………… 保証期間 10年
- ・浮き注入工法(外壁等)…………… 保証期間 7年
- ・外壁塗装工事…………… 保証期間 5年

(2) 設備機器等の保証書は、メーカー標準とし、工事完成図書に添付する。

## 17. 建設廃棄物の処理

(1) 工事現場で発生する建設廃棄物の処理については、以下の関係法令等により適切に処理する。

- ・産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
- ・再生資源の利用の促進に関する法律(ラージリサイクル法)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・建設副産物適正処理推進要綱(平成14年6月26日付け企検第796号)
- ・公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について(令和3年5月24日付け建政第441号)
- ・大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針

※予定価格が100万円以上の工事かつ建設資材の使用又は建設副産物が発生する工事の場合は、再生資源利用計画書、同促進計画書を建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、提出すること。

工事施工中に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し、監督員と協議すること。

また、工事完了後には速やかに、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力し、作成した「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び工事登録証明書を監督員へ提出すること。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)については、建設副産物情報センターのホームページから入力作成できる。

(<https://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>)

※表2 建設副産物処理の条件明示について

種類	施設名称	受入場所	運搬距離(片道)
コンクリート塊	—	—	—
AS・コンクリート塊	—	—	—
建設発生材	—	—	—
建設汚泥	—	—	—
建設発生土	場内敷均し		

注) 積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

## (2) 産業廃棄物の処理にかかる税

本工事で発生する建設廃棄物のうち大分県内の焼却施設または最終処分場に搬入する建設廃棄物については、大分県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

なお、本工事では産業廃棄物相当額を見込んでいます。



## 18. CORINS の登録(工事カルテの作成)

受注者は、以下の場合について工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、登録申請をしなければならない。登録にあたっては、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

- (1)登録対象 工事請負代金額が500万円以上の工事
- (2)登録時期 ①受注時 契約締結後、10日以内
- ②変更時 変更契約締結があった日から10日以内
- ③完成時 工事完成後、10日以内
- ④訂正時 適宜、登録機関に登録

※登録時期は、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日は含まない。

※変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

※変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 19. 契約不適合責任期間における調査

契約物件引渡後1年及び2年(住宅の新築工事は加えて10年)を経過する以前に、契約当事者立会いのうえ、契約不適合の調査を行う。(設備工事については1年)

契約不適合のある場合は、期限を定めて補修を行う。

## 20. 市産材・県産材の優先使用

受注者は、建設資材を調達する場合には、豊後大野市内もしくは大分県内で産出、生産又は製造される資材を優先して使用するよう努めなければならない。

## 21. 大分県リサイクル認定製品の優先使用

受注者は、本工事に使用する建設資材を調達する場合には、大分県リサイクル認定製品を優先して使用するよう努めなければならない。

## 22. 下請負人の選定

- (1) 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を豊後大野市内に主たる営業所を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、営業停止、指名停止期間中の者を下請人とすることはできない。
- (3) 受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

## 23. グリーン購入法による材料の使用

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するよう努めなければならない。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

特に、製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)については調達目標が100%に設定されているため、原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認が行える書類を添付して、その使用状況を所定の様式(電子ファイル)にて報告しなければならない。

なお、上記確認は林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日)に準拠して行うものとする。

(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

## 24. 室内空気汚染対策(揮発性有機化合物)対策

シックハウス対策として、特定化学物質の含有量等の証明となる資料として安全データシート(SDS)の提出について、監督員と事前に協議を行うこと。

## 25. 施工及び管理における創意工夫等の実施状況

(1) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力等に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、実施状況を示す資料を工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(2) 受注者は、施工及び管理において、評価できる項目に関する実施状況を示す(「建築・設備工事における施工及び管理に関する実施状況の提出(提示)資料一覧表」による)資料を工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(3) 受注者は、施工及び管理において、「建築・設備工事における施工及び管理に関する実施状況の提出(提示)資料一覧表」により、監督員が指示する項目に関する実施状況を示す資料を工事完了時までに所定の様式により提示することができる。

## 26. ~~解体工事又は改修工事における事前調査~~

受注者は、解体又は改修工事において、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則にもとづく事前調査を行い、その結果を監督員に報告すること。

## 27. 暴力団等の契約からの排除

(1) 受注者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第48条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

① 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ この契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ この契約に関し、受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(2) 下請契約等の相手方に対しても、上記(1)の趣旨について周知すること。

## 28. 暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事等にあたって暴力団関係等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。

なお、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

## 29. 工事に係る情報公開請求における開示

当該工事にあたって配置技術者氏名に係る情報公開請求がなされた場合、元請負人又は下請負人を問わず、これを公開する。

## 30. 低入札価格調査対象工事の工事監督強化

「低入札価格調査制度」に基づく「基準価格」を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、以下の事項によるものとする。

### (1) 施工体制台帳の提出及び内容ヒアリング

受注者は、施工体制台帳(①下請契約台帳、②再下請契約届出書、③施工体系図)並びに下請契約、再下請契約等に係る契約書及び見積書を提出し、契約担当者の求めに応じて、現場代理人にその内容についてヒアリングに応じさせなければならない。

### (2) 施工計画書内容のヒアリング

受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、発注者の求めに応じて、現場代理人にその内容についてのヒアリングに応じさせなければならない。

### (3) 段階確認等における事前確認の実施について

受注者は、特記仕様書に明記した段階確認等の重要な事項について、確認方法、確認時期等を施工計画書に明記しなければならない。また、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認するとともに確認資料を監督員へ提出しなければならない。

### (4) 施工現場の調査への協力

受注者は、安全な施工及び労働者への適正な賃金支払いの観点から、発注者の求めに応じて、発注者及び労働基準監督署等の行う施工現場の調査に協力しなければならない。

## 31. 工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下、「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにすること。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

## 32. 賃金又は価格の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

約款第25条第1項の規定に基づく請負代金額変更の請求については、残工事の工期が2月以上ある場合に限り行うことができる。

また、第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して

定める日に行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

### 33. 不可抗力による損害の取扱い

約款第29条の規定に基づく不可抗力による損害について、第4項における「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額とする。

また、損害額が累積する場合において、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として扱うものとする。

### 34. 部分払及び中間前金払の取扱い

約款第38条第1項の規定に基づく部分払について、第1回の部分払金は、出来高率60% (中間前金払を行わなかった場合は40%)以上の場合に限り請求できるものとする。

また、部分払金請求後、約款第35条第1項に基づく中間前金払の請求はできないものとする。

### 35. 工事現場における現場代理人及び主任(監理)技術者の腕章着用

受注者が配置する現場代理人及び主任(監理)技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

### 36. 熱中症対策

熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合においては、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

(1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る)

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数(WBGT 値)の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、(1)については直接工事費に計上し、(2)及び(3)については共通仮設費に積み上げ計上する。

なお、以下の項目については一般的な熱中症対策に関する項目として共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事に費用計上されているため設計変更の対象とはならない。

- ・作業場用大型扇風機
  - ・作業場換気用送風機
  - ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
  - ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
  - ・遮光チョッキ、空調服
- 等

### 37. 現場代理人の兼務

- (1) 発注業種が建築工事に係る管工事または電気工事である場合、現場代理人は以下の要件を全て満たせば現場代理人の兼務を認める。なお、兼務できる工事は2件とする。
- ① 2件の工事現場が直線距離で10km 以内又は同一の市町村内あること。
  - ② それぞれの工事の請負代金額が3, 500万円未満であること。  
(ただし、いずれかの工事が3, 500万円以上であっても、当該工事に配置された主任技術者が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。)
  - ③ 兼務する2件の工事がいずれも豊後大野市の発注機関であること。
  - ④ 兼務する2件の工事がいずれも建築工事に係る管工事または電気工事であること。
- (2) 兼務を行う場合は、受注者は、あらかじめ別紙様式「現場代理人兼務届」により届け出なければならない。別紙様式の電子データは、大分県ホームページ内 (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kensetsu-yoshiki.html>) に掲載している。
- (3) 兼務にあたっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
- (4) 作業期間中に現場代理人が他工事兼務のため不在となる場合は、当該現場に連絡員を配置し、その者の携帯電話番号等を監督員に報告しなければならない。
- (5) 兼務する工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生やその他現場体制に不備が生じた場合は、今後、豊後大野市が発注する工事の兼務を認めない場合がある。

### 38. 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する大分県計画」における法定福利費等経費の適切な確保並びに法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境を確保する観点から、工事価格の内数として法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出すること。なお、法定福利費とは、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額のことをいう。

### 39. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

### 40. 特例監理技術者

#### 【特例監理技術者の配置を認めない工事】

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。

#### 【特例監理技術者の配置を認める工事】

- (1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の①～⑩の要件をすべて満たさ

なければならない。

- ①建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置できること。
  - ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - ③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ④同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。  
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - ⑤特例監理技術者が兼任できる工事は、豊後大野市内の工事であること。
  - ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
  - ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - ⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - ⑨現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねてないこと。
  - ⑩既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。
- (2)本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- (3)手続き等については、入札公告等を参照すること。

#### 41. その他の注意事項

##### (1)産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車について

本工事で発生する建設廃棄物を収集又は運搬する際、運搬車の車体外側に産業廃棄物の収集又は運搬している旨の表示をし、必要な書類を携帯すること。

(参考) 環境省 廃棄物リサイクル対策部

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html>

(2)工事敷地周辺にて、道路改良工事を行っているため、本工事は国道 502 号線からのアクセスのための歩道切り下げ工事を先行して行い当現場への乗り入れは国道側よりとする。

(3)工事及び工事車両の振動・騒音等で周辺の住民及び既存施設に迷惑をおよぼさないよ

う十分に配慮する。

- (4) 工事における汚濁水は、用水路・井戸等に流れ込まないようにすること。
- (5) 工事にあたっては公共物、民家、民地への危険防止に努め、もし、損傷を及ぼした場合においては、施工者の債務において弁償又は補償するものとする。とくに、近隣の民家・事業所に影響を与えることが懸念される場合は、工事着手前に請負者において事前調査を行うこと。
- (6) 入院患者及び外来患者への医療行為の妨げとならないように配慮すること。
- (7) 新型コロナウイルス等感染性の病気の持ち込みを行わないよう下請け業者も含めて会社としての徹底を行うこと。

#### 42. 債務負担行為にかかる支払いに関する事項

##### 1) 前払金の請求について

###### (1) 各会計年度毎に前払金を請求する場合

- ① 受注者は、各会計年度毎にその年度の出来高予定額の一定割合の前払金を請求できるものとする。
- ② 契約会計年度以外の会計年度(=令和5年度)にあつては、予算の執行が可能となる日(=4月1日)から30日以内に請求ができるものとする。
  - (i) なお、「予算の執行が可能となる日」が、4月2日以降になる場合は、請求できる期日を通知する。
  - (ii) また、前会計年度(=令和4年度)末における請負代金相当額が前会計年度(=令和4年度)までの出来高予定額に達しない場合は、当該会計年度(=令和5年度)における前払金を請求できる期日を通知する。

###### (2) 初年度に前払金を請求しない場合

初年度には前払金を請求せずに翌会計年度に初年度と翌年度分を合わせて請求することとする。

###### (3) 翌会計年度分(2年度)の前払金を含めて請求する場合

受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分以内を含めて、前払金の請求をすることができる。

##### 2) 各年度における出来高予定額に関する事項

令和4年度

0円

令和5年度 契約額より前年度までの支払額を差し引いた額

(ただし、予算の都合により変更の可能性あり)



